

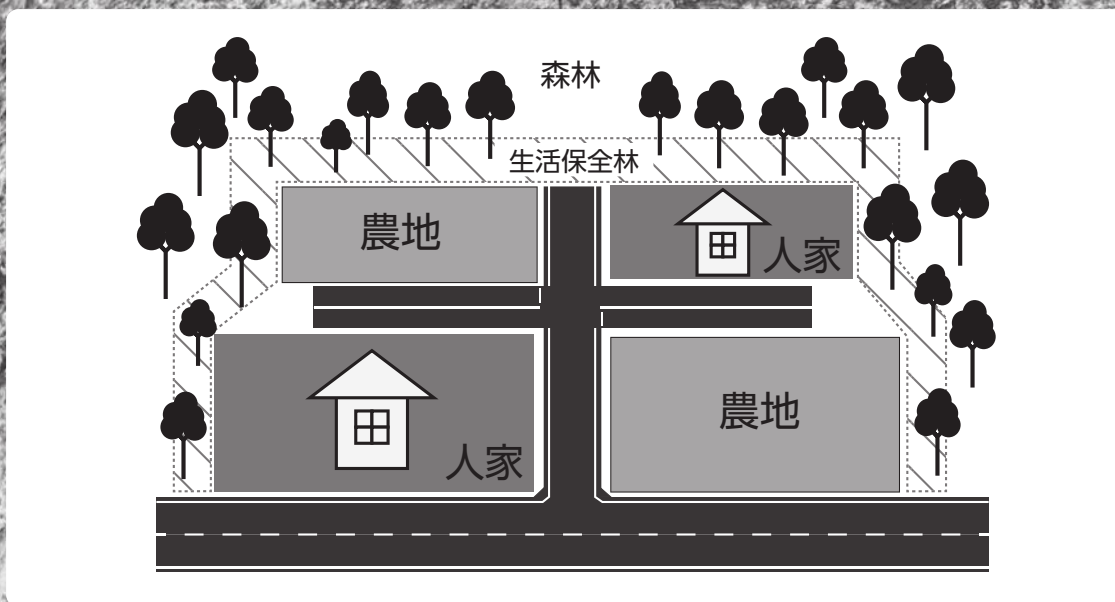
森林環境譲与税を活用した森林整備事業の紹介

市では、国の森林環境譲与税を活用し、さまざまな事業を実施しています。今回は「生活保全林整備事業」、「風倒木等林内処理事業」の2事業について紹介します。

◆生活保全林整備事業

「生活保全林」とは、集落（人家・農地等）などに隣接しており、林縁から概ね30m以内で、生活安全上重要であると認められる森林です。生活保全林は市が林班単位で設定しています。

下の図のような生活保全林において、生活上危険な箇所等で森林の所有者による整備が困難な場合に、自治会または市が森林整備を行う事業です。



◆風倒木等林内処理事業

森林内の谷筋等において放置しておく危険な風倒木等について、森林の所有者による処理が困難な場合に自治会または市が処理する事業です。

※風倒木等の処理の際、重機が使えないような状況では、倒木の処理時に「跳ね返り」が生じ、怪我や重大な事故となる場合があります。処理が危険だと思われる場合は、市へご相談ください。



▲処理前



▲処理後

今回紹介した2つの事業については、自治会からの要望により市職員が現地を確認します。事業の実施希望箇所がございましたらご相談ください。（原則地元負担金はありません）

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121 または各振興事務所振興課

里山や森林の整備への補助制度について

【小規模森林整備事業】

市では、里山や森林の整備の促進を図るため、森林所有者、林業事業者、森林組合等が行う小規模な森林整備の事業に要する経費に対して助成をしています。

◆対象となる事業

植栽事業、下刈り事業、雪起こし事業、除伐事業、枝打ち事業、間伐事業、天然林改良事業、荒廃竹林整備事業、皆伐事業（集落・農地の環境改善のための伐採）、森林・山村多面的機能発揮対策事業に付する事業、その他、里山整備のために市長が必要と認めたもの

◆補助の対象となる人

市内在住の森林所有者、市内に事業所を置く林業事業者および森林組合

◆補助対象となる森林

1 施行地あたりの面積が、0.05ヘクタール以上3.0ヘクタール未満であるもの
国または県の造林補助事業の対象とならないもの

◆補助金額

市長が定める事業単価に面積を乗じて得られた補助対象経費の60/100以内

◆申請方法

申請の前に市職員が現地確認を行いますので、まずはお相談ください。

※現地確認前に事業を行った場合は、この補助事業は利用できませんのでご注意ください。

■手続き流れ

- ①申請前に現地を確認します。
- ②市による補助対象の判定があった場合、補助金交付申請書に必要な書類を添付して提出します。
- ③書類審査が通過しましたら、申請者へ交付決定が通知されます。
- ④事業を実施し、完了後、実績報告書に必要な書類を添付して提出します。
- ⑤市職員が現場検査を行い、適正であれば、補助金確定通知書を送付します。
- ⑥申請者は補助金を請求し、それにより市は支払いをします。



各事業には要件がありますので、詳細は問い合わせください。補助金額は、事業量、条件、状況により異なります。また、補助を受けた翌年度から5年間は、施行地を森林以外の用途へ転用または立木の全面伐採除去を行う場合は、事前に市長に届け出るとともに補助金相当額の返還が生じますのでご注意ください。

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121 または各振興事務所振興課